

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月10日（平成28年（行個）諮問第25号）

答申日：平成28年5月25日（平成28年度（行個）答申第14号）

事件名：特定年度以降における本人への特定の総領事による裁判書類の送達に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年度以降における異議申立人への特定の総領事による裁判書類の送達に係る文書の一切に記載された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、次の6文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、その一部を不開示としたことは、結論において妥当である。

文書1 管理台帳

文書2 送達報告書（特定裁判所 特定事件番号）

文書3 送達報告書（特定裁判所 特定事件番号）

文書4 送達報告書（特定裁判所特定支部 特定事件番号）

文書5 送達報告書（特定裁判所 特定事件番号）

文書6 送達報告書（特定裁判所 特定事件番号）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）

12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し、平成28年1月6日付け個人情報保護第2015-00440号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 請求したのに開示されていない文書があるので開示決定を行うことを求める。

（ア）開示請求の目的

異議申立人は、特定の総領事から、特定国における郵便の発送による方法で、裁判書類を送達されたことがあり、それによって、様々な支障を生じたことから、経緯を調査する目的で、開示請求を行っ

た。

(イ) 具体的な支障

「送達」の後に、不服申立てをしたのに、申立期間を過ぎたものとして認められず、却下されてしまった。

(ウ) 問題がない送達

これら以外で、領事館内で異議申立人が直接受け取っているものについては、基本的に問題は生じていないとみられる。

(エ) 問題があった送達

上記(イ)記載にかかる送達については問題があった。異議申立人の裁判を受ける権利が侵害されてしまった(特に下記(オ)②の2つの案件)からである。

(オ) 問題があった送達の特定

① 平成24年3月22日に送達されたとされるもの

文書4ないし文書6において、書類受領者の氏名及び受送達者との関係の欄が空欄になっているほか、外務省から送られてきた開示実施文書上は、「書類受領者の署名又は押印」の欄につき不鮮明でほとんど何も写っていない状況にある。より鮮明なものがあるのであれば開示されたい。

② 平成24年4月2日に送達されたとされるもの

文書2及び文書3において、書類受領者の氏名及び受送達者との関係の欄及び書類受領者の署名又は押印欄のいずれも空欄になっている。

(カ) 特定されるべき文書に対し、開示・不開示の決定がなされていないこと。

上記(オ)において列挙した5件の送達報告書についていずれも経緯が不明確である。特に、平成24年4月2日送達とされているものについて、書類の発送に係わる文書(発送のためには費用が生じる)が開示の対象として特定されていないことは違法である。

(キ) 開示の必要性

この度の事態に至った原因を明らかにするため、文書開示し解明されるべきである。当方の公平な裁判を受ける権利の保護に資する文書であるから、速やかに開示されるよう求める。憲法でも裁判を受ける権利は保障されており、違法な領事事務が行われるような事態を再発させないためには、原因及び現状を把握することがまず必要である。

イ 管理台帳の一部(処理日数)を公開しない決定を取消す。

処理日数は、役所内で生じた処理の日数を示すものであり、行政事務に関わる情報であって、個人に関する情報には当たらない。したが

って、開示請求者以外の「個人に関する情報」とはいえない。

(2) 意見書

ア 理由説明書において、国側は、「当該文書に係る書類の送達は、異議申立人に対して直接交付したため、郵送等に係る費用は生じておらず、特定すべき対象文書は存在しないことから、異議申立人の主張には理由がない。」と主張するが、当方は、直接交付されていない。

イ また、異議申立人は、郵便で領事館から裁判書類が届いたことがあった他に、領事館に裁判所の書類が届いているので、取りに来て下さいという郵便かメールを受け取ったことがあったので、それについての文書も、同じく送達に関する文書に当たるから、あわせて開示の対象文書として特定するように求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った法に基づく開示請求「特定年度以降における異議申立人への特定の総領事による裁判書類の送達に係る文書の一切」に対し、本件文書を含む20文書を対象文書として特定の上、1文書を部分開示、19文書を開示とする原処分を行った。

2 本件対象保有個人情報に記載された文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、文書1ないし文書6である。

3 文書1の不開示部分について

文書1には、特定総領事館における送達文書の処理状況が記載されており、不開示とした部分には開示請求者以外の個人に係る送達文書の処理状況が記載されているため、法14条2号に基づき不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「請求したのに開示されていない文書がある」と主張するが、特定総領事による裁判書類の送達に係る送達報告書は全て最高裁判所に提出しており、在外公館を含め外務省では保管しない。しかしながら、念のために特定総領事館に確認したところ、同館において当該報告書の一部のコピーを保管していたため、文書1の管理台帳を含め、その全てを対象文書として特定した上で開示又は部分開示したのであり、異議申立人の主張には理由がない。

(2) 文書1の不開示部分について、異議申立人は「処理日数は、役所内での生じた処理の日数を示すものであり、行政事務に関わる情報であって、個人に関する情報に当たらない」と主張しているが、処理日数を含む全ての項目の記録事項が全体として個人情報に当たるのであり、不開示部分には開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているため、上記3のとおり法14条2号に該当することから、異議申立人の主張には理由がない。

(3) 文書4ないし文書6について、異議申立人は、「書類受領者の署名又は押印の欄につき不鮮明でほとんど何も写っていない状況にある。より鮮明なものがあるのであれば開示されたい」と主張するが、外務省が保有している対象文書は開示を実施したものが全てであり、当該文書より鮮明なものは保有していない。

(4) 異議申立人は、文書2及び文書3について、「書類の発送に係わる文書（発送のためには費用が生じる）が開示の対象として特定されていないことは違法である」と主張するが、当該文書に係る書類の送達は、異議申立人に対して直接交付したため、郵送等に係る費用は生じておらず、特定すべき対象文書は存在しないことから、異議申立人の主張には理由がない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、原処分とは直接関係がない領事事務の遂行に係るものであり、原処分における外務省の判断を左右するものではない。

6 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--|
| ① 平成28年2月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月3日 | 審議 |
| ④ 同日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年4月15日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

異議申立人は、本件対象保有個人情報のうち、文書1の処理日数の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるとともに、本件文書以外に平成24年3月22日及び同年4月2日に送達した裁判書類の送達に係る文書が存在するはずである旨主張し、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し本件不開示部分を法14条2号により不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果に基づき、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の

不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特定総領事による裁判書類の送達に係る送達報告書は全て最高裁判所に提出しており、在外公館を含め外務省では保管しないのが通例であるが、念のために特定総領事館に確認したところ、同館において当該報告書の一部のコピーを保管しており、それを本件請求保有個人情報が記載された文書として特定した。

イ 異議申立人に対する平成24年3月22日及び同年4月2日の裁判書類の送達は、送達報告書に記載のとおり、直接交付の方法で行われており、交付を行うまでの間の書類受領者との間のやり取りについては、送達報告書作成後は不要となることから廃棄しており、保有しておらず、本件文書以外に平成24年3月22日及び同年4月2日に送達した裁判書類の送達に係る文書は保有していない。

なお、文書2ないし文書6の原本は最高裁判所に送付されていることから、書類受領者の署名又は押印欄について、最高裁判所に依頼し確認したところ、押印が認められるとのことであった。

(2) 本件文書の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、少なくとも文書5には書類受領者の押印があることを考慮すると、本件文書の送達は直接交付の方法で行われ郵送に係る文書はなく、本件文書以外に平成24年3月22日及び同年4月2日に送達した裁判書類の送達に係る文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

文書1には、特定総領事館における送達文書の処理状況が記載されており、そのうち、本件不開示部分には、異議申立人以外の個人に対する裁判書類の送達に係る処理日数が記載されており、本件不開示部分以外の不開示部分には、異議申立人以外の個人の氏名並びに同人に対する裁判書類の送達方法及び処理に係る日付等が記載されている。

文書1のように、一つの行政文書に複数の個人に係る個人情報が記録され、かつ、各人の情報が明確に区分できる場合は、当該文書に記録された情報全体が一体として特定の一個人に係る個人情報となるのではなく、各人の個人情報が記録された部分ごとに当該各人の個人情報に当たるものと解すべきである。

そうすると、本件不開示部分は、法12条1項に規定する自己（本件開

示請求者)を本人とする保有個人情報に該当しないから、原処分において法14条2号に該当するとして、これを不開示としたことは、結論において妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、これを不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久